

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業(介護助手採用促進モデル事業) 補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業（介護助手採用促進モデル事業）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護分）（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 介護の現場において、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築き、介護職員の負担軽減を図ることを目的に、介護施設等で身体的介助を行わない周辺的業務に従事する者（以下「介護助手」という。）の採用促進を図る。

(補助事業者)

第3条 別表1の介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設を運営する社会福祉法人等を対象とし、予算の範囲内において補助事業者を別に決定するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象経費等は次のとおりとする。

- (1) 対象となる経費は、介護助手雇用に係る賃金（基本給のみ）とする。
- (2) 対象人数は一事業所あたり最大2人までとする。
- (3) 対象期間は、別に示す期間内で最大3ヶ月分までとする。
- (4) 対象となる経費に対して、他から助成・貸付を受けている場合には、補助の対象としない。

(補助額の算出方法)

第5条 一人雇用するにあたっての補助金の額は、次の表に定める基準額に、前条に規定する範囲内において介護施設等に勤務した時間を乗じて得た額と、当該雇用期間内における実支出額を比較して少ない方の額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額（1時間）	850円
----------	------

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める期日までに、様式1に定める交付申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- 1 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、沖縄県知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助金等が予定の期間内に完了しない場合又は補助金等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに沖縄県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号）又は暴力団員（同法第2条第6号）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。
- 5 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 6 補助事業を行う者が1から5までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(補助金の交付決定)

第8条 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、様式2に定める変更（廃止）申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（第9条により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、様式3に定める実績報告書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 沖縄県知事は、第10条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、様式5に定める補助金交付請求書を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を精査し、適正と認められたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(立入検査)

第13条 沖縄県は、予算の執行の適正を期するために、補助事業者に対して、必要な報告を求め、事業所等に立ち入り、帳簿及び証拠書類を検査させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第14条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式4により速やかに報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を沖縄県に納付させることがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	サービス名称	サービス区分
介護 給付	居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護
	居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援
	施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養施設サービス
	地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
予防 給付	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援
	地域密着型 介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
	介護予防・日常生活 支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型サービス ・介護予防ケアマネジメント

※資格が必要な訪問系サービスと介護職が従事しないサービス（福祉用具貸与、生活支援サービス(介護予防・日常生活支援総合事業)）は対象外とする。